

## 平成25年度公正取引委員会調達改善計画

平成25年5月15日

公正取引委員会

「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）を踏まえ、平成25年度公正取引委員会調達改善計画を以下のとおり策定する。

### 1 公正取引委員会の調達の特徴

公正取引委員会では、平成23年度において、約7億8500万円の庁費類の調達を実施してきたところである。

前記調達について、次のような特徴がある。

○ 支出金額が一番多い経費は、庁舎維持管理経費（約2億6100万円）である。庁舎維持管理経費は、主に、例えば、本局が入居する「中央合同庁舎第6号館の施設管理・運營業務」といった法務省等の庁舎の管理官署が調達し、当委員会は使用量等に応じて支出しているものである。

○ 二番目に多い経費は、特定の事業の経費として特定できない又は複数の事業で共通して使用する経費である一般事務費等（約1億8900万円）である。一般事務費等には、「複合機に係る賃借料、保守料等」、「事務用消耗品の購入」といった毎年度必ず調達するもののほか、「書庫等転倒防止作業一式」といった単年度限りのものがある。

また、毎年度必ず調達する品目の中には、調達規模が大きいものを中心に、例えば、事務用消耗品の購入のように、既に法務省と共同調達を実施しているものがある。

○ 三番目に多い経費は、情報システム化推進経費（約1億1500万円）である。情報システム化推進経費は、「LAN運用視点業務一式」や「インターネット接続サービス一式」といった1件当たりの契約金額が高いものが多い。このため、既に、国庫債務負担行為を利用した複数年度契約を実施するなどして、調達の改善に努めているものが多い。

○ 随意契約（注：少額随意契約を除く。以下、同じ。）は、18件・約1億2700万円であった。このうち、競争性のない随意契約は、15件・約1億1700万円であり、平成22年度の19件・約1億2800万円から減少している。

○ 一者応札については、4件・約2500万円であり、平成22年度の7件・約3800万円から減少している。

- 地方事務所・支所の調達には、合同庁舎の分担金を除くと全て小額随意契約であり、既に、全7事務所・支所のうち、4事務所・支所において、他省庁と共同調達を実施している。

## 2 重点分野の選定及び調達改善の取組内容

### (1) 重点分野の選定

公正取引委員会で最も支出金額が多い庁舎維持管理経費は、既に、管理官署と共同調達等を実施しており、改善の余地が少ない。また、三番目に支出金額が多い情報システム化推進経費は、既に国庫債務負担行為を利用した複数年度契約等を実施しており、改善の余地が少ない。

このため、平成25年度は、一般事務費等を重点分野に選定し、一般事務費等の中で最も支出金額が多い複合機の保守料の削減につながる取組を実施する。

公正取引委員会の場合、複合機を購入又はリースによって調達しているところ、購入の場合、保守業務は、購入した複合機のメーカーしか行うことができないため、当該メーカーと競争性のない特命随意契約を締結している。一方、リースの場合、保守業務は、リースと同時に調達することによって競争性を確保することができるため、購入の場合よりも安い単価で契約を締結している。

このため、複合機の調達は、原則、リースとし、保守業務についても競争性を確保した調達を実施することにより、保守料を削減する。

調達改善の目標については、保守料が印刷枚数に応じて増加することから、業務量の影響を受けやすく、単純に前年度実績等と比較して調達改善の効果を確認することができないため、公正取引委員会で使用する全ての複合機に係る保守料の平均単価の削減を目標とする。

このほか、共同調達は、スケールメリットの効果が期待できることから、一般事務費等の中から、共同調達を実施する対象品目を選定し、これを実施し、当該品目の調達費用の削減を目指す。

対象	取組内容	目標
複合機の保守業務	調達は、原則、リースとし、保守業務についても競争性を確保した調達を実施する。	複合機の保守料の平均単価の削減
一般事務費等全般	共同調達を実施する対象品目を選定し、これを実施する。	新規に共同調達を実施した品目に係る調達費用の削減

(2) 随意契約に関する取組

随意契約については、従来から、個別案件ごとに見直しを行い、随意契約によることがやむを得ないものを除き、一般競争入札、企画競争及び公募を実施しているところである。

購入した複合機の保守業務については、前記2（1）記載のとおり、複合機の調達を、原則、リースとし、保守業務についても競争性を確保した調達を実施することにより、特命随意契約によって保守業務を調達する複合機の台数を削減する。

このほか、競争性のない随意契約については、引き続き、公正取引委員会に設置している随意契約審査委員会において、真にやむを得ないものかどうかの検証を行い、随意契約の見直し・縮減に努める。

対象	取組内容	目標
複合機の保守業務に係る特命随意契約	調達は、原則、リースとし、保守業務についても競争性を確保した調達を実施する。	特命随意契約によって保守業務を調達する複合機の台数の削減
競争性のない随意契約	随意契約審査委員会において、真にやむを得ないものかどうかの検証を行う。	随意契約の見直し・縮減に努める。

(3) 一者応札に関する取組

一者応札については、入札不参加者を対象にヒアリングを実施することにより、競争性を確保すべく、応じることができる要望に柔軟に対処し、次回の入札に反映する。

対象	取組内容	目標
入札不参加者に対するヒアリングの実施	入札説明書を受け取りに来た業者が入札に参加しなかったため、一者応札になってしまった場合、入札不参加業者に対し、その理由を聴取する。	競争性を確保すべく、応じることができる要望に柔軟に対処し、次回の入札に反映する。

(4) 庁費類（汎用的な物品，役務）の調達の見直し

庁費のうち，庁舎維持管理経費については，前記1のとおり，公正取引委員会が主体的に改善する余地が少ないものの，公正取引委員会が独自に調達する「自動車運行管理業務の委託」については，法務省と共同調達を実施し，スケールメリットによる調達費用の削減を目指す。

ただし，自動車運行管理業務は，業務量に応じて自動車の稼働時間が異なることから，単純に前年度実績等と比較して調達改善の効果を確認することができない。

したがって，平成25年度は，基本運行管理時間に行われる運行管理業務に対して支払う基本運行管理料の単価の削減を目標とする。

また，地方事務所・支所においても，庁舎の管理官署と実施する共同調達の対象品目を検討し，共同調達を実施する品目を増加させる。

対象	取組内容	目標
自動車運行管理業務の委託	平成25年度から法務省と共同調達を実施する。	基本運行管理料の単価の削減
地方事務所等における調達	共同調達の対象品目を検討する。	共同調達を実施する品目の増加

3 調達改善計画の実施状況の把握及び自己評価の実施方法

上半期の終了後及び年度終了後，速やかに，行政改革推進本部事務局が示す様式に従って，調達改善計画の実施状況について自己評価を実施し，その結果をホームページにおいて公表する。

なお，実施状況に応じて調達改善計画を見直す必要性が生じた場合等には，年度途中で調達改善計画を改定し，その内容をホームページにおいて公表する。

4 調達改善の推進体制

(1) 推進組織の構成及び役割

調達改善計画の策定，自己評価の実施等，調達改善を推進するため，調達改善推進チーム（以下「チーム」という。）を設置する。チームの構成員は，以下のとおりとする。

統括責任者：官房総括審議官

副総括責任者：官房総務課長

メンバー：官房総務課会計室長，官房総務課企画官  
事務局：官房総務課会計室

(2) 外部有識者の活用

自己評価の実施，平成26年度調達改善計画の策定等の際，公正取引委員会契約監視委員会の各委員に意見を求める。

以上